

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

昭和47年4月頃にA地方に転居した際に、国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付を始めた。48年5月にB県C市の実家に戻り、住民異動届を行い、同時に国民年金の住所変更手続きも行った。

しかし、国民年金保険料の納付書が送られてこなかったため、C市D支所又はE組合F支所のどちらかの窓口に行き、事情を説明したところ、住所と氏名が手書きで記載された納付書を発行してくれた。その場ですぐに申立期間の保険料を納付したところ、納付書兼領収書の納付期限欄に「48. 8. 11」と日付印を押して手渡されたので、それを国民年金手帳に貼付した。

その後の保険料は、C市から郵送されてきた住所と氏名が印字された納付書で納付した。これまで納付した期間の国民年金保険料の領収書は、全て国民年金手帳に貼付している。

申立期間の国民年金保険料を納付したものとして認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、昭和47年4月にA地方に転居した後に国民年金の加入手続きを行って以降、申立期間を除き国民年金保険料の未納はなく、国民年金の住所変更及び種別変更の切替手続きも適切に行っているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付済期間の全ての領収書を、納付した順に国民年金手帳に貼付しているところ、申立期間の国民年金保険料を納付した際に手渡されたとする、住所及び氏名が手書きで記載された領収印のない納付書兼領収書を領収書として国民年金手帳に貼付している。

さらに、申立人の申立期間直後の昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの納付記録については、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、当初、未納と記録されていたものの、平成 23 年 10 月 20 日に、申立人が所持する国民年金保険料の領収書により納付済みとする処理が行われていることから、当時、行政側において記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

平成6年5月の婚姻時、夫が私の国民年金保険料に未納があることを知り、納付できる分の保険料だけは納付しようと夫婦で相談して、同年同月以降に、夫がA市B区役所で保険料として20万円くらいの現金を納付してくれた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、平成6年5月の婚姻時以降に、A市B区役所において、納付書によらず現金のみで申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと供述しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の払出しから同年7月に払い出されたことが推定できるため、平成5年度以前となる申立期間の保険料は、過年度納付を行う必要がある。

しかしながら、A市B区では、国民年金の窓口及び区役所庁舎内にある金融機関において保険料を過年度納付することはできなかつたと回答している上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、過年度納付した記憶は無いと供述している。

また、申立人の夫は、「納付金額は定かでないが保険料納付を一度だけ行った記憶がある。」と供述しており、この供述は、平成6年7月19日に申立期間直後の同年4月及び同年5月の保険料が現年度納付されているオンライン記録と一致し、この現年度納付の記録は、夫が前述の区役所で保険料を納付したという申立人の説明とも符合する。

さらに、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 4372

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで

A社B事業所（現在は、C社D事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が直前の期間と比べて下がっているが、申立期間を含めて、毎年定期昇給やベースアップがあり、手当も減ることが無かったので、給与が減少するようなことは無かった。

申立期間の標準報酬月額が直前の期間と比べて下がっていることに納得できないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、毎年定期昇給とベースアップが行われており、手当が減ったことも無く、給与が下がることも無かったので、申立期間の標準報酬月額が申立期間直前の標準報酬月額と比べて下がっているのは納得できない旨申し立てている。

しかしながら、申立人が提出した定期昇給辞令伝達書に記載された金額並びに申立人及び申立人が名前を挙げた複数の同僚の供述から、申立人の給与額のうち、基本給については申立期間前後の期間において毎年増加していることが確認できるものの、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の標準報酬月額は、申立人と同様に、申立期間直前の標準報酬月額に比して下がっており、申立人の標準報酬月額が特に不自然である状況は確認できない。

また、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4373（事案 352、1437 及び 3545 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 15 日から 35 年 1 月 25 日まで

A社B支社（申立期間当時の適用事業所名は、A社C営業所。後に、適用事業所名をA社D営業所に変更。）に昭和 34 年 1 月 15 日に入社して勤務していたものの、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、3度にわたり年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

私は昭和 34 年 1 月 10 日にA社B支社で面接を受け同年 1 月 15 日に入社し、15 年間勤務して 49 年 1 月 15 日付けで退職したと記憶している。入社時の上司の連絡先及び同期入社と同僚二人の名前並びに取引先事業所の従業員の名前を改めて挙げるので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人のA社における雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 35 年 1 月 15 日であり、これは申立人の同社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された厚生年金保険被保険者資格の取得日である同年 1 月 25 日とほぼ一致していること、ii) 前述の被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同期入社と同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日も申立人の資格取得日と一致していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は申立期間において間違いなく厚生年金保険に加入していたとして、申立期間について再度申立てを行っているが、申立人の主張を裏付ける同僚の供述を得ることができず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情

は認められないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社の商品をE社で店頭販売していたことなど、当時の状況を詳細に記したメモを提出して再度申立てを行っているが、申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 5 月 12 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は昭和 34 年 1 月 10 日にA社B支社で面接を受け同年 1 月 15 日に入社し、15 年間勤務して 49 年 1 月 15 日付けで退職したと記憶しており、入社時の上司の連絡先及び同期入社と同僚二人の名前並びに取引先事業所の従業員の名前を改めて挙げて再度申立てを行っている。

しかしながら、当該上司は既に死亡している上、同上司の妻及び取引先事業所の従業員からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等に係る供述を得ることができないほか、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同期入社と同僚二人のうち一人は、申立人の資格取得日と一致しており、他の一人は申立人の資格取得日より後であることが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から7年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、同社が発行した平成6年分及び7年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている給与及び賞与の支払金額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されているので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人が所持する平成6年分及び7年分の給与所得の源泉徴収票を検証しても、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを推認することはできない。

また、A社は、申立期間当時の賃金台帳は保管していないが、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと思われると回答しているところ、同社が保管する申立人の申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立期間当時、事業主はオンライン記録どおりの標準報酬月額（13万4,000円）を社会保険事務所に届け出ていることが確認できる。

さらに、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な



点は確認できない。

加えて、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで  
③ 昭和 61 年 9 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及び③並びにB社に勤務していた申立期間②に係る標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、全ての申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の全ての申立期間における標準報酬月額について、A社及びB社に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、両記録とも申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、商業登記簿謄本の記録により、A社の代表取締役はB社の代表取締役を兼務していることが確認できるため、当該代表取締役は、「B社は、A社の系列会社であり、当時、C市D区で勤務していた従業員は、両社に継続して勤務していた。しかしながら、当時の両社に係る社会保険関係の資料等は保存しておらず、申立内容を確認することができない。」と回答している。

さらに、申立人は全ての申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。